

長 介 第 1029 号
令和 3 年 3 月 8 日

地域密着型サービス事業所管理者 様
居宅介護支援事業所管理者 様
介護予防支援事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

介護給付費算定に係る体制等届出書の提出期限について（通知）

令和 3 年度介護報酬改定については、本年 1 月 18 日の社会保障審議会介護給付費分科会において、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）等の一部改正に係る答申等がなされ、告示日が令和 3 年 3 月中旬の予定とされています。これを踏まえ、介護給付費算定に係る体制等届出書（以下「体制等届出書という。」）の令和 3 年 4 月適用分の届出については、通常の提出期限内での対応が困難であると考えられることから、長岡市指定の介護保険サービスについては、令和 3 年 4 月から適用となる体制等届出書の提出期限を下記のとおりとしますので、お知らせします。

なお、体制等届出書の様式については今年度中の改正を予定しています。

記

- 1 提出期限 令和 3 年 4 月 15 日（木曜日）必着

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 渡邊・今井
電 話：0258-39-2245
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp